

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十一年三月十六日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎
			正博
同	同	同	
加賀美	高橋	芝	
和正	義則	清	

監査の結果（平成21年3月5日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成19年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、財団法人暴力追放広島県民会議については高橋委員を、監査執行に当たって除斥しました。

4 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項を「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

5 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が11機関、財政的援助団体等が10団体です。

監査対象機関一覧表

県の機関

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	総合技術研究所 西部工業技術センター※1	平成21年3月5日	平成20年11月28日	書面監査
2	総合技術研究所 畜産技術センター※1	平成21年3月5日	平成20年12月10日	
3	広島子ども家庭センター※1	平成21年3月5日	平成20年12月3日	
4	広島水道事務所※1	平成21年3月5日	平成20年12月16日	
5	大柿高等学校	平成21年3月5日	平成20年12月16日	
6	竹原高等学校※1	平成21年3月5日	平成20年11月5日	
7	黒瀬高等学校※1	平成21年3月5日	平成20年11月18日	
8	自彊高等学校	平成21年3月5日	平成20年12月17日	
9	熊野高等学校	平成21年3月5日	平成20年12月4日	
10	広島中央特別支援学校※1	平成21年3月5日	平成20年11月12日	
11	福山特別支援学校	平成21年3月5日	平成20年12月10日	

財政的援助団体等

番号	機 関 名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	公立大学法人県立広島大学※2	平成20年12月22日	平成20年12月22日	実地監査
2	財団法人広島県環境保全公社※2	平成20年11月7日	平成20年11月5～6日	
3	財団法人広島県健康福祉センター※2	平成20年11月21日	平成20年11月20～21日	
4	財団法人暴力追放広島県民会議	平成20年12月2日	平成20年12月2日	
5	財団法人広島県教育事業団※2	平成20年12月24日	平成20年12月11～12日	
6	社会福祉法人浦崎会	平成21年3月5日	平成20年12月10日	書面監査
7	学校法人広島聖公会学園	平成21年3月5日	平成20年12月3日	
8	学校法人清水ヶ丘学園	平成21年3月5日	平成20年12月5日	
9	合同産業株式会社	平成20年11月26日	平成20年11月26日	実地監査
10	フジタビルメンテナンス株式会社	平成20年11月27日	平成20年11月27日	

注1 機関名に「※1」を表記している機関については、抜き打ち的監査を実施した。
(抜き打ち的監査：あらかじめ監査資料を求めず、通知後速やかに実施する監査)

注2 機関名に「※2」を表記している機関については、監査委員事務局職員の行う財務調査の一部を公認会計士が実施した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

県の機関

1 総合技術研究所西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 機械、金属及び化学工業、窯業、電子応用技術並びに資源及びエネルギーの利用技術に関する試験研究及び技術指導
依頼による機械、金属及び化学工業、窯業、電子応用技術並びに資源及びエネルギーの利用技術に関する分析、鑑定、試作、加工等の実施
工作機械、鋳造機械、恒温恒湿室その他の設備の利用の提供
- ・所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ・組織体制 本所：3部（技術支援部、材料技術研究部、加工技術研究部）
支所：2部（製品設計研究部、生産システム研究部）
- ・職員数 本所：32人、支所：24人（平成20年4月1日現在の常勤職員数）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類の管理について

- ア 物品管理職員の交代があった場合、前任の物品管理職員及び後任の物品管理職員は、郵便切手類出納簿の末葉に引継年月日を記載して、双方これに記名押印しておかなければならないが、記載及び記名押印がされていなかった。適正な管理に努められたい。
- イ 郵便切手については、西部工業技術センターの物品出納職員は、生産技術アカデミーの使用物品取扱者の要求に応じ払出を行っているが、物品出納職員が備え付けている郵便切手類出納簿の払出日と使用物品取扱者が備え付けている郵便切手使用簿の受入日が一致していなかった。適正な管理に努められたい。

2 総合技術研究所 畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導、研修及び情報提供
- ・所在地 庄原市七塚町 584 番
- ・組織体制 4 部 2 課（総務部（総務課、業務課）、技術支援部、飼養技術研究部、育種繁殖研究部）
- ・職員数 37 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

- ア 備品の記録管理において、備品出納簿に記録管理すべき物品が登録されていなかった。適正な管理に努められたい。

品名	和牛
数量	1 頭
金額	630,000 円
取得年月日	平成 20 年 3 月 28 日

- イ 平成 20 年 4 月に広島牛改良センターが総合技術研究所畜産技術センターに統合された際に、備品の移動の手続が行われておらず、備品出納簿（平成 20 年 6 月 6 日付け）に記録してある備品について現物確認ができないものがあった。適正な管理に努められたい。

3 広島こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目 1 番 26 号
- ・組織体制 5 課（総務企画課、相談援助課、女性相談課、判定指導課、一時保護課）
- ・職員数 45 人（平成 20 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）

・主な事業実績（平成19年度）

(1) 児童相談業務

ア 相談種別受付件数

(単位：件)

養護	保健	障害	非行	育成	その他	計
896 (589)	66	2,004	145	922	161	4,194

(注)・家族、本人、福祉事務所等からの来所、電話による相談件数である。

・養護の括弧書きは、虐待相談の受付件数で内数である。

イ 判定実施件数

(単位：件)

調査・診断			心理療法・ カウンセリング	療育手帳等
調査	医学診断指導	心理診断指導		
24,735	622	5,663	11,962	636

ウ 一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
159人	2,131人	13.4日	5.8人

(2) 知的障害者更生相談業務

ア 相談受付件数等

相談実人員	相談件数	判定件数	療育手帳交付件数
635人	668件	513件	573件

イ 相談件数内訳

(単位：件)

施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
3	0	8	10	2	0	615	30	668

(3) 女性相談業務

ア 主訴別相談件数

(単位：件)

区分	人間関係				住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
	夫等	子ども	親族	その他						
面接相談	194	37	37	26	0	20	1	1	2	318
電話相談	784	139	125	235	18	10	13	51	0	1,375
計	978	176	162	261	18	30	14	52	2	1,693

イ 一時保護件数

(単位：件)

夫等の暴力	その他	計
120	40	160

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。法的措置を適切に講じるなどの徴収促進と発生のもたれ防止に努められたい。

区 分		長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]		参考 前回監査時 (平成19年4月)	
1	児童福祉総務費負担金(県立の児童福祉施設への入所に係る負担金)	20人	5,437,569円	20人	5,722,840円
2	児童措置費負担金(民間の児童福祉施設への入所に係る負担金)	84人	25,611,861円	81人	25,573,011円

4 広島水道事務所

(1) 機関の概要

- ・主な業務 広島市など5市5町への水道用水の供給
広島市などにある9企業等への工業用水の供給
- ・所在地 広島市安芸区畑賀2970番地
- ・組織体制 4課（総務課，維持建設課，瀬野川浄水課，戸坂取水課）
- ・職員数 42人（6人）〔平成20年4月1日現在の常勤職員数〕（ ）内は兼務数で内数
- ・主要事業実績（平成19年度）
 - ア 広島水道用水供給事業
 - 水 源 土師ダム，高瀬堰，温井ダム
 - 1日平均給水量 129,343 m³/日
 - イ 太田川東部工業用水道事業
 - 水 源 太田川表流水
 - 1日平均給水量 186,366 m³/日
 - ウ 太田川東部工業用水道第2期水道事業
 - 水 源 土師ダム
 - 1日平均給水量 35,058 m³/日

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア フェリー券・有料道路回数券の受払い事務について

公用車運転日誌及び使用簿に記載されている使用記録と「フェリー券・有料道路回数券出納簿」の払出しの記録が合致していなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用料徴収において，収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

区 分	内 容
徴収すべき期限	平成20年4月30日（継続65件） 平成20年10月23日（新規1件）
実際の納付期限	平成20年9月30日（継続63件） 平成20年10月10日（継続2件） 平成20年12月2日（新規1件）
使 用 料	395,690円（66件）
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条（使用料の徴収方法）

ウ 旅費の支給について

旅費について，平成19年9月25日に行われた庁用自動車による出張で，行程が154キロメートルであるため，日当1,300円支給すべきところ，650円支給していた。適正な事務処理に努められたい。

5 大柿高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 江田島市大柿町大原 1118 番地の 1
江田島市大柿町大君 913 番地の 4 (大君分校)
- ・教職員数 24 人 (2 人) [全日制], 8 人 (4 人) [定時制]
[平成 20 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計]
- ・生徒の状況

課 程	全日制				大君分校 (定時制)				
	普通科				普通科				
学科・学年等	1	2	3	計	1	2	3	4	計
総定員 (人)	80	80	80	240	—	—	—	40	40
生徒数 (人)	54	40	47	141	—	—	—	2	2
充足率 (%)	67.5	50.0	58.8	58.8	—	—	—	5.0	5.0
進 学 就 職	大学・短大	13 人 (25.5%)			0 人 (0.0%)				
	専修・各種	10 人 (19.6%)			0 人 (0.0%)				
	就 職	23 人 (45.1%)			7 人 (87.5%)				
	そ の 他	5 人 (9.8%)			1 人 (12.5%)				
退学者 (人)	7 (0)				2 (0)				
休学者 (人)	0				0				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 20 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 19 年度 (平成 20 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成 20 年 3 月末)
高等学校使用料 (全日制授業料)	3 人 182,513 円	5 人 245,050 円

イ 備品の管理について

備品の管理について, 次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 備品に標識 (備品ラベル) が貼付されていないものがあつた。

備 品	装置収容箱 (自動体外式除細動器収納ボックス)
使用場所	大君分校
根 拠	広島県物品管理規則第 44 条 (備品の表示)

(イ) 不用の決定を行い廃棄した備品について, 不用の決定の登録が行われていないものがあつた。

備 品	視聴覚装置 (録画装置, テレビ, 制御機, 映写機パネル)
使用場所	大君分校
分類換えの理由	使用不能のため (備品から不用品へ分類換え)
分類換え年月日	平成 20 年 3 月 24 日
根 拠	財務会計トータルシステム事務処理要領 (物品) 第 3 編 第 3 章 備品処分事務

【意見】

ア 委託契約における参考見積書の徴取について

次の委託契約において、設計金額を積算するための参考見積書を1者のみしか徴取していなかった。契約の設計に当たって参考見積書を利用するときは、複数の者からこれを徴取するなど、設計積算の適正化に努める必要がある。

- ・ごみ処理業務（本校分）（平成20～21年度 長期継続契約）
- ・ごみ処理業務（大君分校分）（平成20年度）
- ・植木剪定業務（平成20年度）

イ 行政財産の使用許可等の事務処理について

大君分校における行政財産の使用許可において、分校の廃止が予定される平成21年3月31日以降についても許可しているものがあつた。大君分校については平成17年7月に平成18年度からの募集停止が決定されていることから、行政財産の使用許可等の事務処理については、廃止が予定されることを踏まえ、適切に行う必要がある。

6 竹原高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 竹原市竹原町3444番地1
- ・教職員数 全日制：30人(16人)
定時制：8人(4人)

[平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師、再任用短時間勤務職員の合計]

- ・生徒の状況

課 程	全日制											
	普通科				商業科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	80	80	80	240	40	40	40	120	120	120	120	360
生徒数 (人)	76	73	76	225	40	36	37	113	116	109	113	338
充足率 (%)	95.0	91.3	95.0	93.8	100.0	90.0	92.5	94.2	96.7	90.8	94.2	93.9
進 学 就 職	大学・短大	36人 (47.4%)			11人 (34.4%)			47人 (43.5%)				
	専修・各種	26人 (34.2%)			5人 (15.6%)			31人 (28.7%)				
	就 職	13人 (17.1%)			15人 (46.9%)			28人 (25.9%)				
	その他	1人 (1.3%)			1人 (3.1%)			2人 (1.9%)				
退学者 (人)	3 (0)				4 (0)				7 (0)			
休学者 (人)	2				1				3			

課 程		定時制				
		普通科				
学科・学年等		1	2	3	4	計
総定員	(人)	—	—	—	40	40
生徒数	(人)	—	—	—	8	8
充足率	(%)	—	—	—	20.0	20.0
進 学 就 職	大学・短大	0 人 (0.0%)				
	専修・各種	0 人 (0.0%)				
	就 職	5 人 (83.3%)				
	そ の 他	1 人 (16.7%)				
退学者	(人)	0				
休学者	(人)	0				

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、平成20年5月1日現在である。

- ・「進学就職」,「退学者」,「休学者」の状況は、平成19年度(平成20年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において、長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生 of 未然防止に努められたい。

区分	長期未納(滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成20年3月末)
修学奨励金貸付金に係る返還金	2人 167,000円	2人 170,000円

イ 公印の管理について

不要となつた公印が、廃棄されていながつた。適切な事務処理に努められたい。

不要となつた公印	広島県竹原高等学校, 広島県竹原高等学校印, 広島県竹原高等学校長, 広島県竹原高等学校之印
----------	--

ウ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務について、定時制の生徒会会計及びPTA会計において、監査実施者が校長に監査の状況を文書により報告していながつた。適正な事務処理に努められたい。

根拠	学校諸費会計等取扱要綱 第5条第3項 監査実施者は、会計担当者及び点検者立会いの上監査を年1回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。
----	--

7 黒瀬高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市黒瀬町乃美尾1番地
- ・教職員数 全日制：40人（16人）
〔平成20年5月1日現在で本務者数。（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程	全日制											
	普通科				福祉科				計			
	1	2	3	計	1	2	3	計	1	2	3	計
総定員 (人)	120	120	120	360	40	40	40	120	160	160	160	480
生徒数 (人)	98	99	104	301	15	22	22	59	113	121	126	360
充足率 (%)	81.7	82.5	86.7	83.6	37.5	55.0	55.0	49.2	70.6	75.6	78.8	75.0
進 学 就 職	大学・短大	20人 (25.0%)			7人 (28.0%)			27人 (25.7%)				
	専修・各種	26人 (32.5%)			9人 (36.0%)			35人 (33.4%)				
	就 職	32人 (40.0%)			9人 (36.0%)			41人 (39.0%)				
	その他	2人 (2.5%)			0人 (0.0%)			2人 (1.9%)				
退学者 (人)	19 (4)				5 (2)				24 (6)			
休学者 (人)	8				4				12			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は，平成20年5月1日現在である。

- ・「進学就職」，「退学者」，「休学者」の状況は，平成19年度（平成20年3月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は，退学者のうち，休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区分	長期未納（滞納繰越分） [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成20年3月末)
高等学校使用料（全日制授業料）	1人 19,200円	7人 213,600円

イ 通勤手当の支給について

通勤手当について，E T C時間帯割引後の料金が，平成20年4月15日から310円に改正されたにもかかわらず，改正前の320円により算定し支給していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・1件 2,940円（平成20年5月から11月まで）

ウ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において，全教職員を対象として行うこととされている研修が実施されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

根拠	学校諸費会計等取扱要綱 第12条 校長は，学校諸費会計等の適正な執行を図るため，全教職員を対象とした研修を年1回以上実施しなければならない。
----	---

8 自彊高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 福山市加茂町下加茂6番地
- ・教職員数 25人(14人)
〔平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員 (人)		80	80	120	280
生徒数 (人)		78	52	54	184
充足率 (%)		97.5	65.0	45.0	65.7
進 学 就 職	大学・短大	22人 (29.3%)			
	専修・各種	18人 (24.0%)			
	就 職	28人 (37.3%)			
	その他	7人 (9.3%)			
退学者 (人)		22 (0)			
休学者 (人)		0			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成20年5月1日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成19年度(平成20年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納(滞納繰越分)について

次の歳入において, 長期未納(滞納繰越分)のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納(滞納繰越分) 〔監査日現在確認分〕	参考 前年度決算時 (平成20年3月末)
高等学校使用料(全日制授業料)	1人 63,200円	2人 86,000円

イ 工事請負契約における事務処理について

校地内舗装工事契約(平成19年度)の事務処理において, 次のとおり不適切なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 工事請負費の予算額を上回る金額で建設工事請負契約を締結し, その不足額を需用費で支出していた。
- (イ) 請負業者から, 施工計画書及び引渡書が提出されていなかった。

9 熊野高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 安芸郡熊野町大字川角 128 番地 1
- ・教職員数 46 人 (12 人)
〔平成 20 年 5 月 1 日現在で本務者数。() 内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計〕
- ・生徒の状況

課 程		全日制			
学科・学年等		普通科			
		1	2	3	計
総定員 (人)		240	240	200	680
生徒数 (人)		209	192	181	582
充足率 (%)		87.1	80.0	90.5	85.6
進 学 就 職	大学・短大	58 人 (34.1%)			
	専修・各種	57 人 (33.5%)			
	就 職	43 人 (25.3%)			
	その 他	12 人 (7.1%)			
退学者 (人)		29(7)			
休学者 (人)		4			

(注)・「学科・学年」の生徒数等は, 平成 20 年 5 月 1 日現在である。

- ・「進学就職」, 「退学者」, 「休学者」の状況は, 平成 19 年度 (平成 20 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は, 退学者のうち, 休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未納 (滞納繰越分) について

次の歳入において, 長期未納 (滞納繰越分) のものがあつた。徴収の促進と発生の未然防止に努められたい。

区 分	長期未納 (滞納繰越分) [監査日現在確認分]	参考 前年度決算時 (平成 20 年 3 月末)
高等学校使用料 (全日制授業料)	1 人 9,900 円	4 人 58,200 円

イ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等において, 監査実施者が校長に監査の状況を文書により報告していないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

監査の状況を文書により報告していない会計 (20 会計 (平成 19 年度))	平成 17 年度入学生積立金会計, 平成 18 年度入学生積立金会計, 平成 19 年度入学生積立金会計, 平成 17 年度入学生諸費会計, 平成 18 年度入学生諸費会計, 平成 19 年度入学生諸費会計, 平成 17 年度入学生家庭科実習費 (フード) 会計, 平成 17 年度入学生家庭科実習費 (保育) 会計, 平成 18 年度入学生家庭科実習費会計, 平成 19 年度入学生家庭科実習費会計, 平成 17 年度入学生書道実習費会計, 平成 18 年度入学生書道実習費会計, 平成 19 年度入学生書道実習費会計, 模擬試験会計, 漢字検定会計, 英語検定会計, 図書費会計, 進路指導費会計, 飛翔館会計, 生徒会会計
根拠	学校諸費会計等取扱要綱 第 5 条第 3 項 監査実施者は, 会計担当者及び点検者立会いの上監査を年 1 回以上実施し, 校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。

10 広島中央特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 視覚障害のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 広島市東区戸坂千足二丁目1番4号
- ・教職員数 114人(10人)
[平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計]
- ・生徒の状況

部・学年等	幼稚部				小学部						中学部				高等部				
	3歳	4歳	5歳	計	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計
男子(人)	2	2	1	5	1	0	0	0	0	1	2	0	2	2	4	9	15	11	35
女子(人)	0	1	1	2	2	2	0	5	2	0	11	3	4	2	9	4	8	3	15
合計(人)	2	3	2	7	3	2	0	5	2	1	13	3	6	4	13	13	23	14	50
進学就職	進学	—				—						3人(100.0%)				3人(23.1%)			
	就職	—				—						0人(0.0%)				4人(30.8%)			
	その他	—				—						0人(0.0%)				6人(46.2%)			

(注)・「部・学年」の生徒数等は, 平成20年5月1日現在である。

・「進学就職」の状況は, 平成19年度(平成20年3月末現在)である。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 領収証書の発行について

高等部専攻科理療科において, 生徒の臨床実習として, あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術を行っており, 平成20年10月1日に, あん摩ときゅうの治療費として現金1,000円を徴収したが, 領収証書は700円と記入し, 交付していた。適正な事務処理に努められたい。

イ 通勤手当に係る事務処理について

通勤手当に係る事務処理において, 次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 通勤手当を交通用具使用(自動車)で認定している職員について, 月額13,800円支給すべきところ, 16,000円支給していた。

・1件 17,600円(平成20年4月～11月分)

(イ) 通勤手当を交通機関(路面電車)で認定している職員について, 回数乗車券で算出すべきところ, 6か月定期券で算出していた。

・1件 3,360円(平成20年4月～11月分)

ウ 行政財産使用料の徴収について

行政財産の使用料徴収において, 収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

徴収すべき期限	平成20年4月30日
実際の納付期限	平成20年7月4日
使用料	13,500円(3件)
根拠	行政財産の使用料に関する条例第4条(使用料の徴収方法)

エ 使用許可における負担電気料金の徴収について

ファクシミリの使用許可における負担電気料金の徴収において、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

徴収すべき期限	平成20年4月30日
実際の納付期限	平成20年5月13日
徴収額	1,560円(1件)
根拠	ファクシミリの使用許可における負担電気料金の徴収について(平成5年5月28日教育長(施設課))

オ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

内 容		学校諸費会計等取扱要綱の規定
1	教育後援会会計において、預貯金通帳(定期預金通帳及び普通預金通帳)と金融機関への届出印を事務長が一括管理していた。	金融機関への届出印は、原則として、校長が管理する。(第9条第3項) 預貯金通帳は原則として、事務長等が事務室内の金庫で一括管理するものとする。(第9条第4項)
2	全教職員を対象とした研修が実施されていない。	校長は、学校諸費会計等の適正な執行を図るため、全教職員を対象とした研修を年1回以上実施しなければならない。(第12条)

11 福山特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 身体障害等のある児童・生徒の教育の実施
- ・所在地 福山市津之郷町津之郷 280-3
- ・教職員数 76人(14人)

[平成20年5月1日現在で本務者数。()内は非常勤講師, 再任用短時間勤務職員の合計]

- ・生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
男子(人)	5	3	4	2	7	1	22	0	2	4	6	1	1	5	7	
女子(人)	2	2	1	4	3	3	15	2	5	0	7	1	2	1	4	
合計(人)	7	5	5	6	10	4	37	2	7	4	13	2	3	6	11	
進 学 就 職	進学	—							2人(100.0%)				1人(11.1%)			
	就職	—							0人(0.0%)				0人(0.0%)			
	その他	—							0人(0.0%)				8人(88.9%)			

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 委託業務に係る設計額の積算について

施設管理業務に係る設計額の積算において、財産管理課が定める方法によらず設計額を積算していた。適正な事務処理に努められたい。

- ・給食用厨房清掃業務(平成19年度)

イ 学校諸費会計等の取扱事務について

学校諸費会計等の取扱事務において、次のとおり「学校諸費会計等取扱要綱」に定められた事務処理が行われていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容		学校諸費会計等取扱要綱の規定
1	小学部5年修学旅行会計について、平成19年9月から金銭を徴収していたが、会計担当者、点検者及び監査実施者を定めていなかった。このため、収入調書及び出納簿を作成しておらず、また、平成20年3月26日に金融機関に預金するまで、現金を金庫で保管していた。	<p>校長は、すべての学校諸費会計等において、会計担当者、点検者及び監査実施者を、それぞれ定めなければならない。(第4条第2項)</p> <p>会計担当者は、収入・支出調書等の書類作成・出納簿の記載等、担当する会計に係る事務全般を行わなければならない。(第5条第1項)</p> <p>学校諸費会計等の金銭は、原則として、現金で保管することなく金融機関に口座を設けて預貯金し、支払は可能な限り口座振替で行い、収支が常に確認できるようにしなければならない。(第9条第1項)</p> <p>学校諸費会計等を管理するために、出納簿を備え付けなければならない。(第10条第1項)</p>
2	高等部2年修学旅行会計、高等部3年農業会計、さおり会計及び大学芋会計において、会計監査を実施していなかった。	<p>監査実施者は、会計担当者及び点検者立会いの上監査を年1回以上実施し、校長に監査の状況を文書により報告しなければならない。(第5条第3項)</p>
3	寄宿舎保護者会(夜店)会計について、監査結果を校長に報告していなかった。	

【意見】

契約における業務内容の明確化について

校舎のリフレッシュ工事に当たり、業者に仮設の職員室を設置させリースしていたが、契約内容はリース期間のみの賃貸借契約となっており、建物の仕様並びに設置及び撤去にかかる業務等について契約書に明示されていなかった。

建物の仕様については、指名通知の際に示しているが、業務の適正な執行を図るため、仮設建物をリースする際は、建物の仕様及び設置から撤去に至るまでの業務内容を契約書で明確にする必要がある。

財政的援助団体等

1 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 地域に貢献する知の創造，応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として，主体的に考え，行動し，地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに，地域に根ざした高度な研究を行い，もって地域社会の発展に寄与する。
- ・住所 広島市南区宇品東一丁目1番71号
- ・代表者 理事長（学長） 赤岡 功
- ・設立 平成19年4月1日
- ・役員（平成20年10月31日現在）
8人（うち常勤4人）
- ・主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所 在 地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目1番71号	人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科（人間文化学専攻・経営情報学専攻），総合教育センター，学術情報センター，地域連携センター
庄原キャンパス	庄原市七塚町562番地	生命環境学部，総合学術研究科（生命システム科学専攻），庄原学術情報センター，庄原地域連携センター
三原キャンパス	三原市学園町1番1号	保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専攻），三原学術情報センター，三原地域連携センター

- ・組織体制及び教職員数（平成20年5月1日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部（広島キャンパス）	総務課，財務課，経営企画室，教学課，学術情報課，地域連携センター	89	51
庄原キャンパス	総務課，教学課	52	25
三原キャンパス	総務課，教学課	108	27
計		249	103

（注）教員は各学部等に属し，学長は除く。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員を除く。

- ・学生数の状況（平成20年5月1日現在）（単位：人）

区 分		定員	在籍者
大学	人間文化学部	480	508
	経営情報学部	400	430
	生命環境学部	660	670
	保健福祉学部	770	775
学部学生数 計		2,310	2,383
大学院	修士課程（博士課程前期）	160	131
	博士課程後期	15	10
大学院学生数 計		175	141
旧大学（大学 院を含む。）	広島県立大学	—	24
	県立広島女子大学	—	19
	広島県立保健福祉大学	—	4
旧大学 計		—	47

（注）県立広島大学は，平成17年4月に広島県立大学，県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学が統合され設置された。旧大学には，平成16年度以前の入学者が在籍している。

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
経常収益	5,625,032
経常損益	339,404
当期純損益	339,404
資産合計 A (B+C)	9,887,416
負債合計 B	3,232,259
純資産合計 C	6,655,156
(うち、利益剰余金)	339,404

(注) 経常収益には、臨時収益を含まない。

ウ 県の財政的援助の状況

(ア) 資本金（土地）6,194,000,000 円のうち、6,194,000,000 円（100.0%）を出資

（平成 20 年 12 月 22 日現在）（所管課 環境県民局総務管理部学事課）

(イ) 平成 19 年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

（所管課 環境県民局総務管理部学事課）

- ・ 交 付 額 3,899,155,440 円（標準：3,745,000,000 円，特定：154,155,440 円）
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条，公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱
- ・ 交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 平成 19 年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

（所管課 環境県民局総務管理部学事課）

- ・ 交 付 額 45,858,990 円
- ・ 根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条，公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・ 補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で，教育，研究の用に供する施設及び職員宿舍の新築・増築等の工事に係る経費（附随経費を含む。）

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 金券等の管理について

金券等の受払に係る受払簿が整備されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（三原キャンパス）

[受払簿が整備されていない金券等の状況]

金券等の種類	内 訳
テレホンカード	50 度数×486 枚

イ タクシー券の管理について

タクシー券の管理については，県の「タクシー使用基準」を準用することとされ，これにより，タクシー券使用簿は作成されているが，平成 20 年度においてタクシー券受払簿が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。（庄原キャンパス）

ウ 長期未収について

授業料において長期未収（過年度分）となっているものがあつた。法的措置を講じるなどの発生防止と徴収促進に努められたい。（平成 20 年 12 月 22 日現在確認分）

- ・ 広島キャンパス 1 人 535,800 円
- ・ 庄原キャンパス 1 人 535,800 円

エ 固定資産等の管理について

固定資産（動産）等について、次のとおり法人規程に基づいた管理が行われていないものがあった。適正な管理に努められたい。

(ア) 取得した固定資産には物品ラベルを貼付することとなっているが、物品ラベルが付されていないものがあった。

根拠	公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程 (固定資産の範囲) 第2条 2 ～前略～ 固定資産の範囲は、1個又は1組の取得原価が50万以上の資産で、1年以上使用が予定されているものとする。 (固定資産台帳への記録等) 第12条 動産等の取得に当たっては、資産管理責任者は速やかに固定資産台帳に記録するとともに、物品ラベルを取得した動産等に貼付させなければならない。
----	---

(イ) 平成19年度文部科学省科学研究費補助金によって購入し、大学に寄附を受けた物品（少額資産）について、資産台帳への登録が行われていなかった。

根拠	公立大学法人県立広島大学固定資産管理規程 (少額資産) 第3条 前条の固定資産に属さない資産のうち、第1条の目的に基づいて管理されるべき資産については、少額資産として資産台帳を設け、固定資産に準じた取り扱いをするものとする。 2 少額資産の範囲は、取得原価が10万円以上50万円未満の資産で、1年以上使用が予定されているものとする。
----	---

オ 公共下水道事業受益者負担金の処理について

財務諸表において、「公共下水道事業受益者負担金」については「その他の投資」に計上し6年間で償却すべきところ、「無形固定資産」に計上し耐用年数15年で償却することとしていた。適正な事務処理に努められたい。（本部）

カ 契約における事務処理について

委託契約事務において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。（本部）

契約名	業務内容	不備の状況
県立広島大学学術情報センター（図書館）所蔵図書等移転業務	図書館システムプログラム開発及び図書等資料の移動・再配架業務	契約締結に当たり、あらかじめ予定価格を定め、見積書を徴取すべきところ、予定価格を定めた日よりも前に見積書を徴取していた。
引越業務	広島キャンパスから三原キャンパスへの引越業務	履行確認に当たり、それぞれの契約ごとに検査調書を作成すべきところ、2契約分を1つにまとめて検査調書を作成していた。
引越業務	広島キャンパスから庄原キャンパスへの引越業務	

キ 県立広島大学後援会会計事務について

後援会会費の収入があったときに、収入調書は作成しているが、経理責任者の決裁を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

根拠	《県立広島大学後援会会計事務取扱要領》 (経理責任者及び出納責任者) 第3条 学長は、本部並びに庄原及び三原キャンパスに、経理責任者及び出納責任者1名を置く。 2 経理責任者は予算の執行を総括するものとし、本部並びに庄原及び三原キャンパス事務部総務課長をもって充てる。 3 ～後略～ (収入手続) 第6条 収入の手続きについては、次のとおり行うものとする。 (1) 略 (2) 会計担当者は、収入があったときは、速やかに収入調書を作成し、経理責任者の決裁を得たうえ、出納簿に記帳しなければならない。
----	---

(3) 付 記

固定資産貸付における貸付料免除の明確化について

大学の土地や建物等の貸付料の減免については、固定資産貸付規程第6条に規定されているが、同条では「理事長が特に認める場合」も減免することができるとされている。

貸付料の減免に当たり、伺い定めにより「理事長が特に認める場合」に該当するとして減免しているものがあるが、類似の案件は同一の取扱いとなるよう、減免に係る明確な基準の策定について検討していただきたい。

2 財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・ 住所 広島市中区大手町二丁目11番15号
- ・ 理事長 小中 正治
- ・ 設立 昭和57年4月1日
- ・ 役職員 (平成20年9月30日現在)
役員14人 (うち常勤2人)
職員21人 (うち1人は役員兼務)
- ・ 主な事業 五日市地区廃棄物等処理、建設発生土処理、箕島地区廃棄物等処理、廃棄物処理調査普及啓発

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
経常収益 A	1, 257, 262
経常費用 B	587, 096
当期経常増減額 C (A-B)	670, 166
経常外収益 D	21, 376
経常外費用 E	345
当期経常外増減額 F (D-E)	21, 031
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	691, 197
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G+H	691, 197
資産合計 I (J+M)	6, 017, 990
負債合計 J	421, 706
指定正味財産 K	0
一般正味財産 L	5, 596, 284
(うち, 基本財産充当額)	300, 000
正味財産合計 M (K+L)	5, 596, 284

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐 (平成 20 年 11 月 7 日現在)
(所管課 環境県民局環境部産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

次のとおり、長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・産業廃棄物処分料等 2 人 2,634,850 円

イ 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 当事業年度に係る法人税、住民税及び事業税並びに消費税等が未払計上されていなかった。
- (イ) 翌期に支給する賞与のうち、対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていなかった。
- (ウ) 満期保有目的の債券について、償却原価法による会計処理が行われていなかった。
- (エ) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益の注記において、時価及び評価損益の欄が記載されておらず、また、債券ではない株式が記載されていた。
- (オ) 基本財産である定期預金 3 億円は、寄附行為において処分が制限されており、指定正味財産に該当するが、一般正味財産に区分されていた。

ウ 工事の施工管理について

護岸矢板補修工事 (平成 18~19 年度) の執行において、次のとおり施工管理が不適切なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 工期の変更について、変更契約書が交わされていないものがあつた。
- (イ) 工事の完成検査年月日より前に引渡書を受けていた。

【意見】

ソフトウェアの区分について

法人の経理については、一般会計と特別会計（税法上収益事業に該当する事業の会計）に区分して行っているところ、保有するソフトウェアがすべて一般会計に帰属するものとして処理されているが、ソフトウェアの性質から見て、会計区分が適切なものになっているか検討する必要がある。

3 財団法人広島県健康福祉センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 総合的な健康づくりの推進とともに、明るい長寿社会づくりを促進するために必要な諸事業を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与すること。
- ・ 住所 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 会長 藤田 雄山
- ・ 設立 平成2年3月23日
- ・ 役職員（平成20年9月30日現在）
役員 37人（うち常勤1人）
職員 88人（非常勤職員、嘱託職員を含む。）
- ・ 主な事業 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
結核、がん、循環器疾患その他の疾病予防の検診等
明るい長寿社会づくりに関する普及啓発及び組織やリーダーの育成
広島県健康福祉センターの管理運営の受託 など

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成19年度
経常収益 A	1,155,785
経常費用 B	1,252,239
当期経常増減額 C (A-B)	▲96,454
経常外収益 D	0
経常外費用 E	2,611
当期経常外増減額 F (D-E)	▲2,611
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲99,065
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G+H	▲99,065
資産合計 I (J+M)	1,101,061
負債合計 J	379,274
指定正味財産 K	65,000
(うち、基本財産充当額)	60,000
一般正味財産 L	656,787
正味財産合計 M (K+L)	721,787

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産60,000千円のうち40,000千円(66.7%)を出捐(平成20年11月21日現在)
(所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成17年4月1日～平成20年3月31日
平成20年4月1日～平成23年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成17年4月1日～平成20年3月31日 380,245千円
(うち、平成19年度管理費用127,079,000円)
平成20年4月1日～平成23年3月31日 359,255千円
(うち、平成20年度管理費用119,401,000円)
- ・所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課
- ・利用状況(平成19年度)

利用料金	利用者数		
	有料利用者	無料利用者	利用人員計
14,409千円	74,106人	8,534人	82,640人

(注) 有料利用者は、健康福祉センターの施設を有料で借り受けた者の行事等に係る参加者、無料利用者は、法人の無料自主事業等に係る参加人数。

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務諸表の作成における事務処理について

財務諸表の作成において、次のとおり不備があった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 貸借対照表総括表について、各会計間に内部取引がある場合、債権・債務を消去する内部取引消去欄を設定し明示することとされているが、その設定がなされていなかった。
- (イ) 減価償却費の算定について、減価償却の開始時期を当該固定資産を事業に供した当月から開始すべきところ、次月からとしていた。また、車両及び運搬具(検診車)5台の耐用年数が、財務規程で定める期間(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めに従う期間)と相違していた。
- (ウ) 当事業年度に係る住民税が未払計上されていなかった。
- (エ) 管理運営事業特別会計において、翌期に支給する賞与のうち、対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていなかった。

イ 利用料金の減免について

広島県健康福祉センター管理規則(以下「規則」という。)によれば、利用料金の減免(免除及び減額)に当たっては、規則に定めるものの外は、知事が特に認めるものとされているが、財団法人広島県健康福祉センター事務処理要領によれば、指定管理者が減免の決定をできる定めとなっていた。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 財務規程の見直しについて

賞与引当金について、当法人は公益法人会計に準拠するとし、一般会計においては、支払見込額のうち当期に帰属する額を計上しているが、財務規程では法人税法に定める繰入限度額に相当する額を限度額とすると規定されている。財務規程を財務諸表の注記の処理に合わせた内容に整備し、実務上の処理と規定の整合を図る必要がある。

イ 委託契約における設計金額の積算方法について

次の委託契約において、設計金額の積算根拠について前年度契約実績をそのまま流用するのみで、明確になっていなかった。前回監査でも意見したところであるが、設計金額の積算に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。

- ・設備機器運転管理業務契約（平成 19 年度，平成 20～22 年度）
- ・清掃業務契約（平成 19 年度，平成 20～22 年度）

(3) 付 記

固定資産の減価償却について

固定資産の減価償却については、平成 19 年度の法人税法の改正により、残存簿価が 1 円になるまで償却できるようになったことから、制度改正を踏まえた減価償却の見直しについて検討していただきたい。

4 財団法人暴力追放広島県民会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 県民全体の暴力排除意識の高揚に資するとともに、暴力団に対する監視等暴力追放活動を徹底し、暴力団の存立基盤の除去、資金源の遮断、環境の浄化を図り、暴力のない明るく安全な住み良い広島県の実現に寄与する。
- ・住所 広島市中区基町 10 番 30 号
- ・会長 藤田 雄山
- ・設立 昭和 62 年 6 月 1 日
- ・役職員（平成 20 年 10 月 31 日現在）
 - 役員 26 人（うち常勤 1 人）
 - 職員 5 人（うち 1 人は役員兼務）
- ・主な事業 広報啓発活動事業、暴力相談事業、責任者講習会事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
総収入 A	80,291
当期支出合計 B	66,634
次期繰越収支差額 C (=A-B)	13,657
資産合計 D (=E+F)	916,481
負債合計 E	5,016
正味財産 F	911,465
(うち、基本金)	856,630
(うち当期正味財産増加額)	5,662

(注) 総収入は、前期繰越収支差額と当期収入合計の合計

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本金 856,630,140 円のうち、710,000,000 円 (82.9%) を出捐 (平成 20 年 12 月 2 日現在)
(所管課 刑事部捜査第四課)

(イ) 平成 19 年度財団法人暴力追放広島県民会議事業補助金

(所管課 刑事部捜査第四課)

- ・補助額 8,043,079 円 (総事業費 30,495,586 円, 補助対象経費 8,043,079 円)
- ・交付の目的 公益法人の派遣職員経費負担の軽減

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 計算書類における有価証券の計上について

計算書類における有価証券の計上について、法人の会計処理規則は有価証券の評価基準及び評価方法を額面価格で計上と規定し、実際の計算書類も額面価格で計上しているが、「計算書類に対する注記」においては有価証券の評価基準を取得原価で計上と記載していた。適正な事務処理に努められたい。

イ 契約の締結について

次の契約について、法人の契約規程において契約書を作成することとなっている契約書が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・暴力追放県民会議 20 周年記念誌作成

【意見】

ア 郵便切手の管理について

法人は、郵便切手について、出納簿による管理をしていないが、郵便切手の適正な管理を図るためにも、出納簿を作成する必要がある。

イ 給与関係規程と実際の運用の乖離について

職員の給与については、県の給与制度の例により支給しているが、法人の就業規則については平成 2 年 6 月 1 日、給与規程については平成 12 年 4 月 1 日以降改正されておらず、給与関係規程と実際の運用が乖離している。規程と実際の運用が乖離することのないようにする必要がある。

5 財団法人広島県教育事業団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 教育、文化及びスポーツ振興に関する事業を行い、広島県から教育、文化及びスポーツの諸施設の管理運営の委託を受け、県の事務管理の合理化に寄与し、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
- ・住所 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・理事長 山田 穂積
- ・設立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・役職員 (平成 20 年 10 月 31 日現在)
 - 役員 17 人 (うち常勤 1 人)
 - 職員 69 人 (非常勤職員, 併任職員等を含む。)

- ・主な事業 教育、文化及びスポーツの振興に寄与する各種の事業
 県立総合体育館及び県総合グラウンドの管理運営（指定管理者）
 社会教育施設（生涯学習センター）及び文化施設（歴史民俗資料館、みよし風土記の丘、歴史博物館）の業務の補助執行
 スポーツ会館の管理運営
 体育、スポーツ及びレクリエーションの指導並びに調査研究
 埋蔵文化財の調査研究及び保存活用等業務

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 19 年度
経常収益 A	1,414,137
経常費用 B	1,418,992
当期経常増減額 C (A-B)	▲4,855
経常外収益 D	—
経常外費用 E	590
当期経常外増減額 F (D-E)	▲590
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	▲5,445
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	▲5,445
資産合計 J (K+N)	550,582
負債合計 K	141,715
指定正味財産 L	222,259
(うち、基本財産充当額)	20,000
一般正味財産 M	186,608
正味財産合計 N (L+M)	408,867

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本金 23,410,000 円のうち 20,000,000 円 (85.4%) を出捐 (平成 20 年 12 月 24 日現在)

(所管課 教育委員会事務局管理部総務課)

(イ) 公の施設の指定管理者

a 広島県立総合体育館

・指定期間 平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 441,377 千円

(うち、平成 19 年度管理費用 146,340,000 円)

・所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

・利用状況 (平成 19 年度)

利用料金収入	利用 者 数			
	大アリーナ	小アリーナ	その他	合 計
401,619,376 円	896,927 人	307,741 人	460,505 人	1,665,173 人

b 広島県総合グラウンド

・指定期間 平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 231,681 千円

(うち、平成 20 年度管理費用 77,707,000 円)

・所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課

・利用状況 (平成 20 年度, 平成 20 年 10 月末日現在)

利用料金収入	利用 者 数			
	スタジアム	野球場	その他	合 計
10,708,076 円	96,965 人	29,630 人	77,096 人	203,691 人

(ウ) 補助金

- a 平成19年度 広島県教育事業団に対する補助金（所管課 教育委員会事務局管理部総務課）
- ・補助額 26,391,000円
 - ・交付の目的 教育・スポーツ・文化等の振興を図る。
 - ・補助対象経費 事務局運営に係る人件費，運営費
- b 平成19年度広島県スポーツ会館管理運営補助金
（所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課）
- ・補助額 2,250,000円
 - ・交付の目的 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。
 - ・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費，施設管理費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財務諸表等の作成における事務処理について

財務諸表等の作成において、次のとおり不備があった。税理士と結んでいる顧問契約では、会計及び税務事務処理等の財務全般の指導、助言及び情報提供を受けることとされていることから、十分な指導を受け、適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 総合体育館特別会計において、決算処理の際に、雑収入のうち受取利息と雑入の金額が入れ替わって、収支計算書が作成されていた。
- (イ) 当事業年度に係る法人県民税が未払計上されていなかった。
- (ウ) 翌期に支給する賞与のうち、対象期間が当期に帰属する支給見込額が賞与引当金として計上されていなかった。
- (エ) 保有する有価証券の経理方法と、財務諸表に対する注記の記載内容が一致しなかった。有価証券の保有目的を明らかにして、保有目的に応じた評価基準及び評価方法に改める必要がある。
- (オ) 退職給付会計について、退職給与引当金等の従前の勘定科目により経理されていた。新公益法人会計基準における退職給付会計については、退職給付費用、退職給付引当金等の勘定科目を使って経理する必要がある。
- (カ) 一般会計と財政調整基金の資産を一括して運用して得た利息については、一般会計に一括して計上した後、財政調整基金勘定に当該運用利息を振替えているが、一般会計から振替える際に振替額を誤っているものがあった。

イ 委託料の精算手続について

委託契約において、契約書に定める委託料の額の確定及び精算行為が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- ・広島県立総合体育館スポーツ教室等企画及び実施業務委託（平成19年度）
- ・広島県立総合体育館フィットネスプラザ管理運営業務委託（平成19年度）

【意見】

ア 退職給付の引当基準について

退職給付の引当基準については、①自己都合期末要支給額と②将来支給額予測方式による要支給額の二種類の方法が、職員の所属により区分され適用されているが、②の方法は（財）広島県教育事業団の独自方式である上、退職給付制度に区分はなく、2つの方法により計上する必要もないことから統一する必要がある。

イ 財産目録について

財産目録の預金の記載において、同一金融機関同一店舗に同じ預金種目の口座を複数有している場合に、残高の合計額を記載しているが、口座ごとに残高を記載する必要がある。

ウ 会計帳簿等の保存期間について

会計帳簿等の保存期間については、文書管理規程の規定によりファイル責任者が定めたファイル管理表の内容が、財務規程と整合性が取れていないので、整理する必要がある。

6 社会福祉法人浦崎会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 特別養護老人ホーム「浦崎寮」等の設置運営など社会福祉事業の実施
- ・住所 福山市瀬戸町長和 1194 番地の 3
- ・理事長 佐藤 志行
- ・設立 昭和 45 年 8 月 4 日

イ 県の財政的援助等の状況

特別養護老人ホーム「浦崎寮」

平成 18 年度老人福祉施設等整備費補助金（平成 19 年度繰越分を含む）を交付

（所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課）

- ・補助額 86,400,000 円（総事業費 558,600,000 円，補助対象経費 446,287,355 円）
- ・交付の目的 社会福祉法人等の施設整備の負担を軽減
- ・補助対象経費 次の老人福祉施設の施設整備に要する経費

名称	特別養護老人ホーム「浦崎寮」
所在地	尾道市浦崎町 3594 番地
規模等	建物構造 鉄筋コンクリート造 4 階建て 建築面積 延 2,875.56 m ²
定員	32 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 学校法人広島聖公会学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 幼稚園の運営
- ・住所 広島市中区江波西二丁目 32 番 1 号
- ・理事長 橋 口 満
- ・設立 平成 16 年 1 月 7 日
- ・学校の状況

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

区分	園児数	教員数	職員数
栄光幼稚園	129 人	12 人	2 人
聖モニカ幼稚園	119 人	13 人	2 人
合計	248 人	25 人	4 人

(注) 教職員数は、非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 19 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金）を交付
（所管課 環境県民局総務管理部学事課）

- ・補助額 56,793,000 円（総事業費 147,669,795 円，補助対象経費 111,608,934 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の幼稚園の運営に要する人件費等の経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

ア 平成 19 年度広島県私立学校振興費補助金（以下「県補助金」という。）の実績報告において、次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが、適正な事務処理に努められたい。

(ア) 補助対象外経費とされている退職金を，補助対象経費として計上していた。

(イ) 教材費及び研修費において，他団体の補助金の対象としているものを，県の補助対象として二重に計上していた。

(ウ) 障害児割に係る経費を，障害児割を除く経費にも二重に計上していた。

イ 補助事業により取得した施設・設備（図書を含む。）には，補助対象の年度及び取得した旨の表示をすることとされているが，その旨の表示をしていなかった。また，固定資産台帳が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

8 学校法人清水ヶ丘学園

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・主な事業内容 高等学校，中学校の運営
- ・住所 呉市青山町 2 番 1 号
- ・理事長 坪川 ・巳
- ・設立 昭和 26 年 7 月 2 日
- ・学校の状況

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

区 分	生徒数	教員数	職員数
清水ヶ丘高等学校	544 人	51 人	3 人
呉青山高等学校	86 人	21 人	1 人
呉青山中学校	145 人	15 人	2 人
学校法人事務局	—	—	3 人
合 計	775 人	87 人	9 人

(注) 教職員数は，非常勤を含んだ人数。

イ 県の財政的援助等の状況

平成 19 年度広島県私立学校振興費補助金（経常費補助金・授業料等軽減補助金），授業料減免事業支援特別経費補助金，結核予防費補助金を交付

（所管課等 環境県民局総務管理部学事課，呉地域保健所）

(ア) 経常費補助金

- ・補助額 289,623,000 円（総事業費 677,875,929 円，補助対象経費 609,097,193 円）
- ・交付の目的 私立学校における教育条件の整備向上及び保護者負担の軽減
- ・補助対象経費 当法人の高等学校の運営に要する人件費等の経費

(イ) 授業料等軽減補助金

- ・補助額 16,146,900円(総事業費16,146,900円, 補助対象経費16,146,900円)
- ・交付の目的 私立高等学校全日制の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った高等学校の授業料等の軽減額

(ウ) 授業料減免事業支援特別経費補助金

- ・補助額 796,800円(総事業費796,800円, 補助対象経費796,800円)
- ・交付の目的 私立小学校, 中学校の学資負担困難者に対する授業料等の軽減
- ・補助対象経費 当法人が行った中学校の授業料等の軽減額

(エ) 結核予防費補助金

- ・補助額 67,260円(総事業費131,840円, 補助基本額100,891円)
- ・交付の目的 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条第1項の規定に基づく補助
- ・補助対象経費 私立学校等が行う健康診断等結核の予防に対する経費

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 広島県私立学校振興費補助金に係る事務処理について

平成19年度広島県私立学校振興費補助金(以下「県補助金」という。)の実績報告書において, 次のとおり誤りがあった。県補助金の確定額に影響はなかったが, 適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 清水ヶ丘高等学校に係る「補助活動仕入支出」の金額の記載を誤っていたため, 「経常費補助金事業実績書」と「経費支出内訳表」において誤りが生じていた。
- (イ) 教職員の親睦行事に係る経費及び学生寮で使用する物品など, 県補助金の補助対象外経費とされているものを, 補助対象経費として計上していた。(呉青山高等学校)

イ 計算書類の計上区分について

法人の計算書類において, 県補助金の額を誤って計上していた。適正な事務処理に努められたい。

ウ 給与の支給根拠について

教職員の給与については, 法人の給与規程等に基づき支給することとなっているが, 給与規程に定めのない手当を支給していた。

教職員の給与の支給に当たっては, 教職員の給与等が県補助金の対象経費であることを踏まえて, 給与規程等の明確な根拠に基づき適正な事務処理を行うよう努められたい。

9 合同産業株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 建物総合管理(ビルメンテナンス)及びその周辺業務
- ・住所 広島市中区大手町二丁目7番10号 広島三井ビル
- ・代表取締役社長 網野 公泰
- ・設立 昭和34年7月4日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営第二上安住宅
- ・所在地 広島市安佐南区上安二丁目
- ・指定期間 平成17年10月6日～平成21年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 31,314千円
(うち、平成19年度管理費用8,127,675円)
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室

ウ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	入居率 C=B/A×100
平成18年度末	110	108	98.2
平成19年度末	110	109	99.1
平成20年9月末日現在	110	110	100.0

(2) 監査の結果

【指摘事項】

現金出納簿の整備について

「県営第二上安住宅の使用料収納事務委託契約書」に備え付けることとされているが、現金出納簿が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(3) 付 記

領収原符の管理について

領収原符の管理方法については、包括協定書等で特段の定めは示されていないが、事務所全体としての領収原符受払簿を整備し、領収原符の管理を行っていただきたい。

10 フジタビルメンテナンス株式会社

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 不動産の管理・防犯・防災に関する業務
- ・住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目8番10号
(広島営業所：広島市中区中町8番6号 フジタビル)
- ・代表取締役 小林 勇太郎
- ・設立 昭和63年4月20日

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 県営平成ヶ浜住宅
- ・所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目
- ・指定期間 平成18年4月1日～平成21年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 14,112千円
(うち、平成19年度管理費用4,461,143円)
- ・所管室 都市局住宅課住宅管理室

ウ 利用状況

県営住宅の入居状況

(単位：戸，%)

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	入居率 C=B/A×100
平成18年度末	60	58	96.7
平成19年度末	60	58	96.7
平成20年10月末日現在	60	58	96.7

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 経費区分の明確化について

県営平成ヶ浜住宅等の管理業務に係る経費については、指定管理者が行う他の事業と区分して経理することとされているが、区分経理されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・根拠 包括協定書第21条

イ 管理業務の再委託の承諾について

管理業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県の書面による承諾を得なければならないこととされているが、承諾を得ていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。

業務	簡易水道検査・施設点検業務
根拠	包括協定書第6条

ウ 現金収納に係る事務処理について

現金収納に係る事務処理において、次のとおり誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 書損した領収原符を廃棄していた。

(イ) 収納員現金出納兼領収原符受払簿が整備されていなかった。

(ウ) 現金出納簿について、「県営平成ヶ浜住宅住宅の使用料収納事務委託契約書」で定める様式と相違していた。

【意見】

現金収納事務における体制の明確化について

住宅使用料等の現金収納に当たり、指定管理業務に係る総括責任者が現金収納を行うこととしており、また、確認者が定められていなかった。これまで現金収納の実績はないが、確認者を収納者以外の者から選任するなど現金収納事務における管理体制を明確にする必要がある。

(3) 付 記

領収原符の管理について

領収原符の管理方法については包括協定書等で特段の定めは示されておらず、また、これまで現金収納の実績はないが、事務所全体としての領収原符受払簿を整備し、領収原符の使用状況や未使用領収原符の管理を行っていただきたい。